

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101151 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100146 号

第 1 結論

請求者のA法人における標準賞与額を平成 28 年 6 月 15 日は 48 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 20 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 6 月 15 日及び同年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 6 月 15 日
② 平成 28 年 12 月 15 日

A法人に勤務し、産前産後休業期間中に支給された請求期間①及び育児休業期間中に支給された請求期間②の賞与について保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A法人から提出された賞与台帳及び賞与明細書により、請求者は、平成 28 年 6 月 15 日及び同年 12 月 15 日に同法人から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2（産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例）の規定に基づく請求者の産前産後休業期間（平成 28 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）及び同法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間（平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで）中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨、また、同法第 81 条の 2 の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了

する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間①及び②に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、請求期間①は48万1,000円、請求期間②は20万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101162 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100147 号

第 1 結論

請求者の A 法人における標準賞与額を平成 28 年 12 月 15 日は 40 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 15 日

A 法人に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について保険給付の対象とされない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 法人から提出された賞与台帳及び賞与明細書により、請求者は、平成 28 年 12 月 15 日に同法人から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間 (平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで) 中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、請求期間は 40 万 8,000 円とすることが必要である。